

認証システム監理特別委員会要項

(平成18年4月28日京都大学図書館機構長制定)

(目的)

第1条 京都大学図書館協議会（以下、「協議会」という。）に、「京都大学図書館機構規程」（平成17年3月22日達示第17号）第11条に基づき、京都大学図書館機構における電子資料利用認証システム（以下、「認証システム」という。）の運用にあたり、利用許諾条件に反する不適切な利用が発生した場合の対処及びその他認証システムの運用に必要な事項を監理することを目的に、認証システム監理特別委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 協議会協議員のうちから協議会の議を経て協議会議長が指名する者
- (2) 情報環境機構基盤システム運用委員会委員又は長 1名
- (3) 情報環境機構技術職員 1名
- (4) 附属図書館職員 若干名
- (5) その他、協議会議長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第5号までの委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから協議会議長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 議長は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会に関する事務)

第5条 委員会に関する事務は、附属図書館学術支援課において処理する。

附 則

この要項は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年10月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。